

番号	内容	関係条項
15	造成協力地について	法第4条第13項

「造成協力地」とは、開発許可制度において、開発区域に隣接する土地で切土や盛土などの造成工事を開発区域内の工事と一体的に行うことにより、構造や工事施工の観点から安全性・合理性がある場合に、開発区域とは別に設定する土地の区域のことをいいます。

(1) 造成協力地とすることができる区域

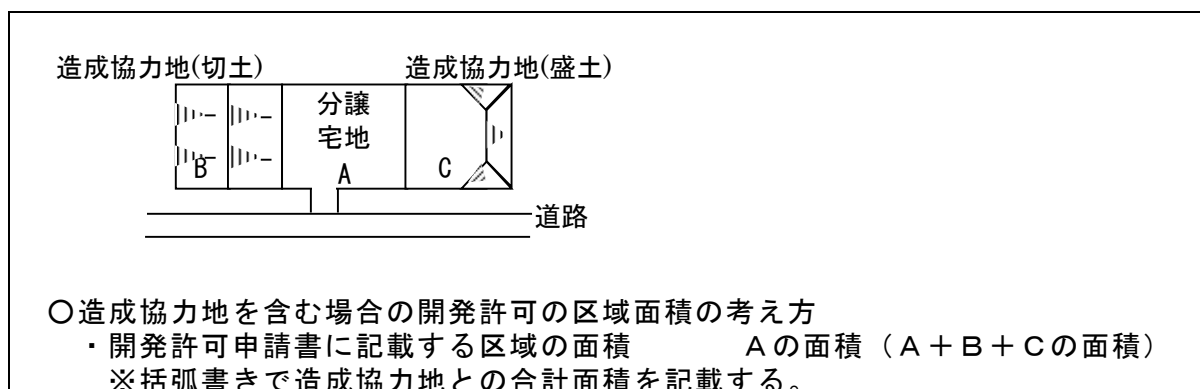
次のいずれかに該当する区域です。

- ① 既設排水施設に接続させる場合における開発区域外の水路等（新設排水管を含む。）の工事に関する土地の区域
- ② 開発許可申請区域に接する土地であって、開発許可申請区域と併せて造成工事を行うことで、擁壁や法面が不要となるなど、安全かつ合理的な工事を施工することが可能となる必要最小限の土地の区域

※ 当該土地の所有者は、開発許可申請者以外の者であり、かつ、開発許可申請区域内に土地を有しない者であること（区域内土地所有者の場合、原則、開発区域に含めます。）

(2) 造成協力地の取扱い

- ① 造成協力地は開発区域と一体のものとして審査します。許可申請書には開発許可申請区域面積とともに当該区域面積と造成協力地の面積を併記します。また、造成協力地の面積は、「形の変更」の対象規模には含めません。
- ② 都市計画法第33条第1項に規定する開発許可の基準のうち、同項第7号（災害の防止）及び第14号（関係権利者の同意）以外の各規定については、適用しません。
- ③ 都市計画法第36条第2項の規定による検査の対象となりますが、同条第3項の規定による完了公告の対象からは除外されます。



< 参照審査基準 >

- 福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」p.4～5 §1-1(8)